



家畜は、飼料中の放射性物質が少なくなるよう管理しています。

#### ■飼料中の放射性セシウム暫定許容値

牛、馬用飼料 100Bq/kg

豚用飼料 80Bq/kg

鳥用飼料 160Bq/kg

養殖魚用飼料 40Bq/kg

原乳は平成23年4月以降は全て基準値となる50Bq/kg以下となっています。また、牛肉、豚肉、鶏肉及び鶏卵では、平成25年度以降に基準値となる100Bq/kgを超過したものはみられません。なお、これらの基準値は、平成24年4月より設定された値です（平成23年度は暫定規制値が適用されていましたが、平成24年以降の結果と比較するために、現在の基準で集計しております）。

原乳の検査はクーラーステーションごとに検査し、牛肉の検査は平成25年度以降は岩手県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県で3か月に一度全戸検査を実施しています。

本資料への収録日：平成30年2月28日

改訂日：平成31年3月31日